

1. 補助金支出一覧(令和7年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所管	支出名称	支出先	7年度当初	6年度当初	交付目的	事業概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
7	計画調整局 計画部 交通政策課	なにわ筋線整備事業費 補助金	関西高速鉄道(株)	6,147,223,000	4,260,000,000	関西高速鉄道(株)が行うなにわ筋線整備事業にかかる経費に対し、補助金を交付し、なにわ筋線の整備を促進することを目的とする	なにわ筋線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業設備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の地下高速鉄道整備事業費補助制度に基づき、国等と協調し補助金を交付する(本市負担率:14.28%)	R元	R9
8	計画調整局 計画部 交通政策課	ユニバーサルデザイン タクシー普及促進事業 補助金	ユニバーサルデザイン タクシー車両を購入する タクシー事業者又は リース事業者	60,000,000	255,000,000	ユニバーサルデザイン(以下、UDという。)タクシーの車両本体に係る経費の一部を本市が補助することにより、UDタクシーの普及促進を図り、子育て世帯から高齢者、障がいのある方をはじめ大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図ることを目的とする。	車両1台あたり車両本体価格の1/6または30万円(補助対象事業者が、補助対象車両について、国補助事業に係る補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金額に2分の1を乗じて得た額)のいずれか低い方を補助上限額として補助する	R元	R7
9	計画調整局 計画部 交通政策課	鉄道駅舎可動式ホーム 柵等整備事業補助金	鉄道駅舎に可動式ホーム 柵等を整備する鉄軌道 事業者(Osaka Metro を除く)	45,000,000	20,000,000	鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進することにより、プラットフォームからの転落等を防ぎ鉄道利用者の安全を確保する	可動式ホーム柵等の整備事業にかかる経費の1/6もしくは1線あたり2,500万円のいずれか低い方の額を上限として補助する	H22	R7
10	計画調整局 開発調整部 開発計画課	大阪シティエアターミ ナル内公的施設管理運 営補助金	(株)湊町開発センター	439,699,000	443,494,000	(株)湊町開発センター(MDC)が管理運営を行う大阪シティエアターミナル(OCAT)内に設置された公的施設のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」及び「公共通路」の管理運営及び公共施設の機能を維持するために必要な費用に関し、MDCに対して補助金を交付することで、OCATの公的機能を維持することを目的とする	「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の管理運営及び公共施設の機能を維持する事業に要する経費に関して、管理運営費とバスターミナルの収入等の差額分及び公共機能維持経費に対して10/10の補助金を交付する	H10	R9
11	計画調整局 開発調整部 開発計画課	大阪ドーム公的施設管 理運営補助金	(株)大阪シティドーム	38,387,000	38,387,000	(株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置された公的施設の管理運営にかかる経費に関し補助金を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持することを目的とする	公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営事業にかかる維持管理費等に対して10/10の(補助上限:38,387千円)補助金を交付する	H13	R9
12	計画調整局 開発調整部 開発計画課	大阪ドーム施設利用補 助金	(株)大阪シティドーム	50,000,000	50,000,000	(株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてドーム使用料を減額することにより、ドームの特性を活かしたアマチュアスポーツイベント等の開催を促進し、スポーツ振興をはじめとする本市施策の促進に寄与することを目的とする	大阪ドームにおける一定規模以上の貸館事業のうち、本市施策の推進に寄与すると本市が認める事業について、(株)大阪シティドームが実際に徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2の額と正規使用料の1/3の額のいずれか低い方の額を補助する	H13	R8

1. 補助金支出一覧(令和7年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所管	支出名称	支出先	7年度当初	6年度当初	交付目的	事業概要	事業開始年度	業年度	終期又は次回検証年度
13	計画調整局 建築指導部 監察課	民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金	一定の要件を満たす吹付けアスベストの除去等を行う者	3,700,000	3,700,000	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消し、市民の安全・安心を確保することを目的とする。	大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベストの含有調査や除去工事等の事業に対して、一定要件を満たせばその費用の一部に補助金を交付する(含有調査:対象費用全額かつ上限金額25万円(1試料あたりの上限は10万円)対策工事:対象費用の1/3かつ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一般建築物は上限金額100万円)	H18		R7
14	計画調整局 建築指導部 建築確認課	エレベーター防災対策改修補助金	一定の要件を満たす共同住宅に設置されているエレベーターの防災対策改修工事を行う建物所有者又は管理組合	55,200,000	21,850,000	エレベーターの安全を確保する防災対策改修工事を行う所有者(管理組合を含む)に対し、その工事に要した費用の一部を補助することにより、防災対策の改修を促進し、もって市民の安全確保を図ることを目的とする。	エレベーターの安全を確保する防災対策改修工事を行う共同住宅の所有者(管理組合を含む)に対して、対象工事に係る費用の23%の額を補助する。 ・防災対策改修工事 ①P波感知型地震時管制運転装置の設置 ②主要機器の耐震補強措置 ③戸開走行保護装置の設置 ④釣合おもりの脱着防止対策 ⑤主要な支持部分の耐震化 ⑥リスタート運転機能 ⑦自動診断・仮復旧運転機能 ・補助上限 ・①～⑤に係る工事:218万5千円/台 ・⑥～⑦に係る工事:69万円/台(57万5千円/台〔①と併せて整備する場合〕)	R4		R9
15	計画調整局 建築指導部 監察課	既存建築物火災安全対策改修補助金	火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存不適格建築物を改修しようとする者	39,200,000	43,200,000	建築基準法令改正前に建てられた現行法令に適合していない建築物(いわゆる既存不適格建築物)について、増改築等を行う場合は、建築物全体が現行法令に適合するよう改修しなければならない。そこで、所有者等の負担となっている改修費用の一部を補助することにより、火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存不適格建築物の防火上・避難上の安全性の確保を支援する。 また、既存不適格建築物の火災安全対策は、技術面での難しさや事業面での複雑さが存在することから、技術面又は事業面において工夫が必要となるモデル的取組に対して支援を行い、効果的な改修方法の周知・普及を図る。	【火災安全対策改修補助事業】 市内の既存不適格建築物における火災安全対策改修(直通階段の防火・防煙区画化、退避区画の設置等の改修)を実施する建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、予算の範囲内で、設計費及び工事費を補助する。 ・補助上限 ・改修設計:改修設計費用相当額の2/3の額。 (ただし、15万円に改修設計を行う階の数を乗じて得た額の2/3が上限。) ・改修工事:次に掲げる額の合計額。 (ただし、135万円に改修工事を行う階の数を乗じて得た額の2/3が上限) ①直通階段の増設に要する費用相当額の2/3の額。 (ただし、120万円に改修工事を行う階の数から1を減じた数を乗じて得た額の2/3が上限。) ②避難上有効なバルコニーの設置に要する費用相当額の2/3の額。 (ただし、40万円に改修工事を行う階の数を乗じて得た額の2/3が上限。) ③直通階段と一定程度隔離した別方向の位置にある居室や廊下等の避難区画化にかかる改修工事に要する費用相当額の2/3の額。 (ただし、85万円に当該改修工事を行う箇所数を乗じて得た額の2/3が上限。) ④直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画化に要する費用相当額の2/3の額。 (ただし、15万円に当該改修工事を行う箇所数を乗じて得た額の2/3が上限。) 【火災安全対策改修モデル補助事業】 対象となる火災安全対策改修のうち、事業成果の報告を条件に、技術面又は事業プロセス面において工夫が必要なものに対して、予算の範囲内で、設計費及び工事費の10/10を補助する。 ・補助上限 ・改修設計:改修設計費用相当額。 (ただし、20万円に改修設計を行う階の数を乗じて得た額が上限。) ・改修工事:次に掲げる費用の合計額。 (ただし、150万円に改修工事を行う階の数を乗じて得た額が上限。) ①直通階段の増設に要する費用相当額。 (ただし、130万円に改修工事を行う階の数から1を減じた数を乗じて得た額の2/3が上限。) ②避難上有効なバルコニーの設置に要する費用相当額。 (ただし、45万円に改修工事を行う階の数を乗じて得た額の2/3が上限。) ③直通階段と一定程度隔離した別方向の位置にある居室や廊下等の避難区画化にかかる改修工事に要する費用相当額。 (ただし、90万円に当該改修工事を行う箇所数を乗じて得た額の2/3が上限。) ④直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画化に要する費用相当額。 (ただし、20万円に当該改修工事を行う箇所数を乗じて得た額の2/3が上限。)	R5		R7
合計				6,956,180,000	5,192,407,000					